

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

企画管理部財務課

1 改正趣旨

千葉県では、経済的理由で修学が困難な者に対して、千葉県奨学資金貸付条例及び千葉県奨学資金貸付条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、奨学資金の貸付けを行っており、本制度が日本学生支援機構（以下「機構」という。）から各都道府県に移管されたという経緯から、機構の貸付基準を参考に奨学資金の貸付基準を定めているところである。

機構の貸付基準が令和6年度貸付分から大幅に変更されたことから、千葉県においても奨学資金の貸付基準の見直しを行い、機構の基準を参考に令和8年度貸付分から学校側・借受者双方にとって分かりやすい簡素な制度設計となるよう奨学資金の貸付基準の変更を行ったため、その変更に合わせて規則に規定する様式の整備を行った。

2 改正内容

別記第2号様式（「奨学生推薦書」）における、

① 作成者氏名 及び ② 判定に係る以下の記載欄 を削除した。

		特 別 控 除	認 定	
判	(1) 母子・父子世帯	千円	総 所 得 金 額 (ア)	千円
	(2) 就学者 小 中 高 高専 大 専修<高・専> () () () () () ()	千円		
定	(3) 障害者（続柄 ）	千円	特 別 控 除 額 (イ)	千円
	(4) 長期療養者（続柄 ）	千円		
	(5) 主たる家計支持者の別居	千円	認 定 総 所 得 金 額 (ア)－(イ)	千円
	(6) 災害 ()	千円		
	計 (イ)	千円		

3 施行期日

令和8年4月1日